

日本語意味解析器 文 (あや)

研究利用許諾契約書

東京都豊島区池袋2-55-2 鈴木ビル3F
株式会社 日本システムアプリケーション

この研究利用許諾契約書は、お客様と株式会社 日本システムアプリケーション（以下、「当社」といいます）との間で、「意味解析器 文 (あや)」（以下、「本ソフトウェア」といいます）の使用に関して合意するものです。本契約は、お客様が本ソフトウェアのパッケージを開封された時点で、成立するものといたします。

第1条（本ソフトウェアの研究利用権の許諾）

当社はお客様に対して、本ソフトウェアについて、以下に定める内容の利用権（以下「研究利用権」といいます。）を許諾するものとします。

1. 本契約に基づきお客様に許諾する本ソフトウェアの研究利用権は非独占の権利であり、お客様はこの研究利用権に基づき、指定システム台数10台のマシン上で、次のことを行うことができるものとします。

(1) 自らの言語処理研究などの学術研究の目的に限り、指定システム上で本ソフトウェアを自ら使用すること

(2) 前第(1)号に基づく使用のために指定システム上に、本ソフトウェアをインストールすること

2. 前項に基づき複製又は改変等がなされたソフトウェアも本契約に基づく本ソフトウェアとし、特に定めのない限り本契約の各条項が共通に適用されるものとします。

3. 指定システム台数10台をこえるシステム上において、本ソフトウェアに対し、前第1項各号に定める内容を実施する場合は、本契約により許諾された研究利用権とは別の研究利用権の許諾を必要とします。

4. お客様は、本ソフトウェア及びその研究利用権について、第三者に対しこれを譲渡、貸与し又は再研究利用権その他の使用権の許諾又は担保の目的に供することはできないものとします。

5. 本ソフトウェアは、お客様が所属する1研究（開発）部もしくは1研究室内の範囲において、指定システム台数10台で使用することができるものとします。

6. お客様は、バックアップを目的として、本ソフトウェアを1部のみ複製することができる

ものとし、それ以外の目的でCD、DVDなどに複製することはできないものとします。

7. お客様は、本ソフトウェアを逆コンパイル、逆アセンブリまたはリバース・エンジニアリングできないものとします。

8. お客様は、本ソフトウェアおよびサンプルプログラムに組み込まれ、または付されている著作権等の権利に関する表示を抹消し、または変更できないものとします。

第2条（著作権の帰属）

本ソフトウェアおよび本ソフトウェアに帰属する文書に係わる著作権およびその他一切の知的財産権は、当社または当社へ当該部分の再販売権および再々販売権（再許諾権および再々許諾権を含む）を許諾したものに帰属します。

第3条（瑕疵責任）

当社は、本ソフトウェアの瑕疵に関し、いかなる責任も負わないものとします。

第4条（第三者との紛争解決）

当社は、本ソフトウェアおよびその利用について、お客様が第三者から第三者の保有する著作権その他知的財産権の侵害その他を理由に請求を受けた場合であって、お客様がその旨を当社に速やかに書面にて通知したときは、当社は、合理的な範囲においてかかる請求の解決に必要と当社が判断する技術情報の提供および技術支援を行うものとします。本規定をもって本ソフトウェアによる第三者の知的財産権の侵害に関する当社の唯一の責任とし、当社はその他の責任を負わないものとします。

第5条（秘密保持）

当社及びお客様は、本契約に基づき知り得た相手方の秘密情報を第三者に漏洩しないものとします。なお、当社及びお客様は、秘密情報を開示する場合には、その旨明示するものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報には含まれないものとします。

- (1) 開示の時点で既に公知の情報又は開示後受領当事者の責によらずして公知となった情報
- (2) 受領当事者が開示の時点で既に保有していた情報
- (3) 権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (4) 受領当事者が相手方から開示された秘密情報によらずして独自に開発習得した情報

第6条（協議）

本契約は日本国法律に基づくものとし、当社とお客様の間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

以上__